

○議長（吉田敏郎）

日程第14 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それでは、報告になります。

報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和2年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりください。

1の令和元年度決算に基づく開成町の健全化判断比率、単位はパーセントになります。

それでは、表を御覧いただきたいと思います。実質赤字比率、一。この一の表記でございますけれども、赤字額がない場合でございます。また、各比率とも、括弧内は開成町における早期健全化基準を示してございます。実質赤字比率、一、基準値、15.00、連結実質赤字比率、一、基準値、20.00、実質公債費比率、6.1、基準値、25.0、将来負担比率、59.9、基準値、350.0です。

2、令和元年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率になります。こちらでも、単位はパーセントでございます。資金不足比率が算定されない場合は、一と表記してございます。また、括弧内は開成町における経営健全化基準となります。開成町水道事業会計、一、開成町下水道事業会計、一、経営健全化基準は、どちらも20%でございます。

次ページになります。

令和元年度開成町の健全化判断比率審査意見書でございます。この中の4番目の審査の結果になります。令和元年度開成町の健全化判断比率は、特段の問題はなく健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められると、令和2年8月3日に監査委員さんから町長に意見書を提出されてございます。

次のページをお願いしたいと思います。

令和元年度開成町の資金不足比率審査意見書になります。この中で4番目、審査の結果でございます。審査に付された資金不足比率は、特段の問題はなく健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。令和2年8月3日に監査委員から町長に提出されてございます。

それでは、内容を御説明させていただきたいと思います。

この報告は、地方公共団体の健全化に関する法律に基づき行うものでございます。それでは、すみません、戻っていただきまして、2ページになります。

1の令和元年度決算に基づく開成町の健全化判断比率、それぞれの比率について御説明させていただきたいと思います。

まず、実質赤字比率でございます。普通会計を対象としたものでございます。本町においては、一般会計と給食事業特別会計が該当いたします。普通会計の実質赤字額を標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示するものでございます。実質赤字が存在しませんので、一という表示になってございます。

連結実質赤字比率です。一般会計と特別会計、公営企業会計を加えた会計、全ての会計を対象にしてございます。実質赤字額を標準財政規模で割った率合いをパーセントで示したものでございます。こちら、実質赤字が存在しませんので、一という表示になってございます。

実質公債費比率でございます。地方債の元利償還金、いわゆる公債費、それから準元利償還金と呼ばれる特別会計繰出金のうち地方債の元金償還金に充てられたと認められる部分、それから一部事務組合の負担金のうち地方債の元利償還金に充てられたと認められる部分を標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示いたします。令和元年度の数値は6.1%でございました。前年度と比較して0.1%の減となっております。

将来負担比率になります。地方債の現在高、債務負担行為の支出予定額、公営企業等の繰出し見込額、一部事務組合の負担金の見込額、退職手当の負担見込額など、将来にわたって負担が生じるものを将来負担額と呼んでございます。この将来負担額から充当可能な基金や基準財政需要額、歳入見込額を除いたものを分子としまして、標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示してございます。令和元年度の数値は59.9%でございました。前年度と比較して31.5%の増加となっております。こちらの要因でございますけれども、新庁舎建設に伴う町債の発行に伴う増が主な理由となっております。参考までにのすけれども、神奈川県 of 町村平均数値でございます。平成30年度になりますけれども、神奈川県 of 町村平均数値は67.2%となっております。

それでは、二つ目の令和元年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率になります。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したものでございます。これによって、経営状態の悪化の度合いを示すということになってございます。

上段の開成町水道事業会計ですけれども、流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出をしてございます。こちら、資金不足ではありませんので一という表示になってございます。参考までにのすけれども、算出された数値としましては、マイナスの277.5%となっております。

下段の下水道事業会計でございます。実質収支を事業規模で割って算出をしております。資金不足ではございませんので一という表示になってございますけれども、参

考までに算出した数値はマイナスの 16.3% になっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
を終了いたします。